



令和 年 月 日 () までに園に提出

令和6年度 私立幼稚園等 保護者補助金のおしらせ

台東区では、私立幼稚園等(子ども・子育て支援新制度未移行園)に在籍する幼児の保護者の負担を軽減するため「保護者補助金(区の補助金)」「保護者負担軽減補助金(都の補助金)」の交付を行っています。

1. 交付対象者

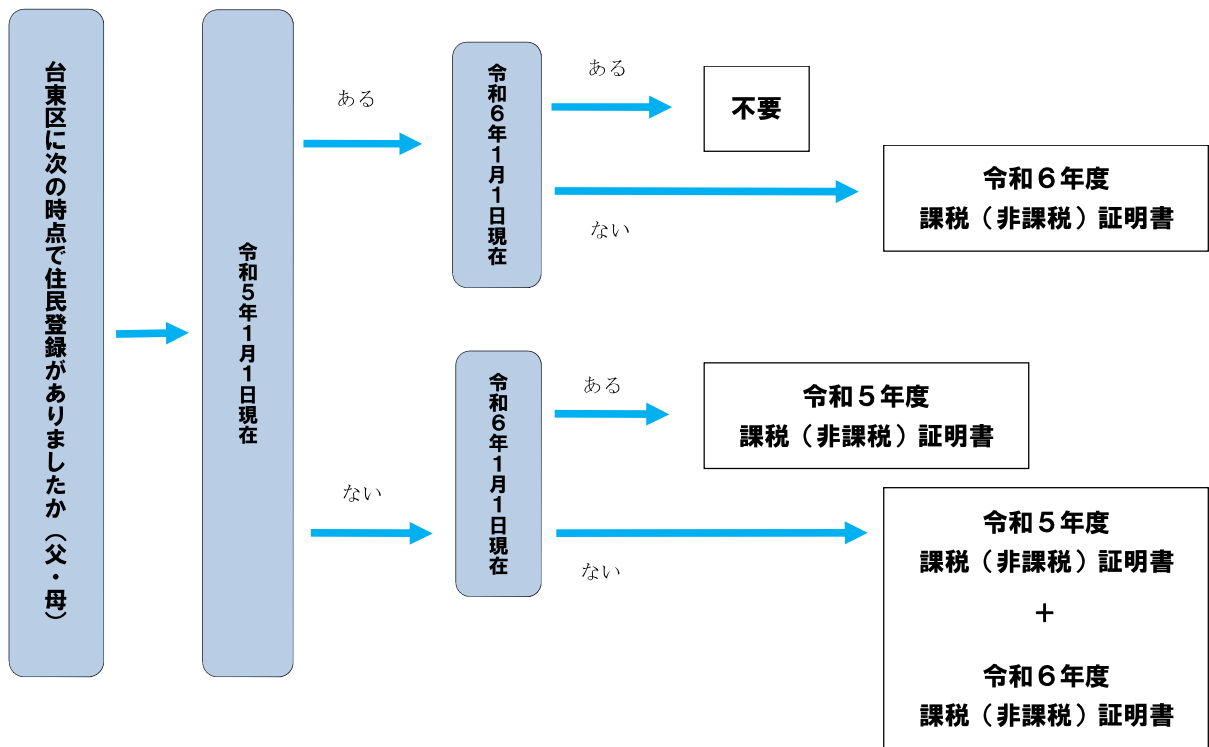
以下①～②のすべての条件を満たす方

- ①私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者で、その幼児が台東区に住民登録がある。
- ②私立幼稚園等に保育料を納めている。

2. 提出書類

- ①私立幼稚園等補助金等交付申請書兼請求書【全員】
- ②区市町村民税（非課税）証明書（原本又はコピー）又は納税（決定）通知書（原本又はコピー）

【下記チャートの対象者】



(注1) 課税（非課税）証明書は、住民登録のあった区市町村で取得できます。

(注2) 以前に課税（非課税）証明書を提出している方は、提出不要です。

※ 提出書類②は、同居・別居の如何を問わず、園児と生計を一にする方全員分を提出する必要があります。

※ 令和5年1月1日現在、海外にいた方は…

令和4年中（1月～12月）の収入がわかる給与証明書等の勤務先が発行する証明書等を提出してください。

令和6年1月1日現在、海外にいた方は…

令和5年中（1月～12月）の収入がわかる給与証明書等の勤務先が発行する証明書等を提出してください。

※ 指定都市で課税されている方は、旧税率（6%）にて算出した市民税所得割額を用いて補助金額を決定します。

3. 補助金交付の時期

交付決定した補助金は、保護者が指定する口座に振り込みます。（無償化給付と合算して振り込みます）

| 補助金の種類 | 交付時期(予定) | | 通帳の記載名称 |
|--|----------|-----------|-----------|
| 私立幼稚園等保護者補助金 【保護者補助金(区)+ 保護者負担軽減(都)】 | 4月～6月分 | 令和6年9月中旬 | タイトウクシヨムカ |
| | 7月～9月分 | 令和6年12月中旬 | |
| | 10月～12月分 | 令和7年3月中旬 | |
| | 1月～3月分 | 令和7年6月中旬 | |

4. 補助金の交付決定

- ・「保護者補助金」「保護者負担軽減補助金」の2種類があります。支給条件に該当すれば、それぞれ支給されます。
- ・補助金額は、令和6年4月～8月までは令和5年度の区市町村民税所得割額（世帯合計）、令和6年9月～令和7年3月までは令和6年度の区市町村民税所得割額（世帯合計）で決定します。
なお、区市町村民税所得割額は税額控除（調整控除は除く）を適用する前の税額により決定します。
- ・同一世帯から2人以上就園している場合や、世帯に兄・姉がいる場合など、世帯構成によって補助金額が異なります。補助対象者及び補助金額の詳細は「補助金早見表」をご覧ください。
- ・補助金の交付対象と認められた方には、交付決定の通知をします。令和5年度及び令和6年度の区市町村民税の申告をしていない場合は補助金額の決定ができません。
- ・補助金額は保護者が幼稚園等に納めた保育料等の金額を上限とします。補助金額が保育料等の金額を上回った場合は、補助金額を調整（減額）します。
- ・補助金額決定後に修正申告等で区市町村民税所得割額が変更になった場合は、ご連絡いただければ再度交付決定いたします。（補助額が変わらない場合もあります）ただし、現年度内に限ります。

●ひとり親世帯等には特例措置があります。区市町村民税所得割額77,100円以下の世帯について下記に該当する場合は、申請書にチェックをし、指定された書類を添付してください。

※婚姻歴のないひとり親家庭で、児童扶養手当の認定を受けている方への寡婦（寡夫）控除のみなし適用を実施しています。

| 保護者または同一世帯に属するもの | 添付書類 | 申請書に チェック |
|---|-------------------------|--------------|
| 生活保護法に規定する要保護者 | 不要 | 要 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のないもので現に児童を扶養している者 | 不要 | 要 |
| 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの(在宅に限る) | 身体障害者手帳写し(名前が分かる部分) | 要 |
| 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けたもの(在宅に限る) | 療育手帳写し(名前がわかる部分) | 要 |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの | 精神障害者保健福祉手帳写し(名前が分かる部分) | 要 |
| 特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅に限る) | 特別児童扶養手当証書の写し | 要 |
| 国民年金の障害基礎年金受給者(在宅に限る) | 障害基礎年金の証書の写し | 要 |

「私立幼稚園等補助金交付申請書」の寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請欄にチェックをしてください。

5. 年度途中で入園・退園・転入・転出をした場合

下記問い合わせ先へ必ず速やかにご連絡ください。

◎「区市町村民税所得割課税額の確認方法」

年度 特別区民税・都民税 納税（変更）通知書
年度相当分



① 自営業等の方

年度 通知書番号

年 月 日

金融機関名 納付方法

<見本>

年度（年度相当分）課税明細書

1 所得金額

| | | | | | |
|------|-------|--------|------|-----|-------|
| 給与所得 | 不動産所得 | 分離短期所得 | 山林所得 | 雑所得 | 特定損失 |
| 総所得 | 配当所得 | 先物取引 | 山林所得 | 雑所得 | 雑所得等① |

2 所得控除

| | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|------|-------|
| 基礎控除 | 配偶者控除 | 扶養控除 | 障害者控除 | 医療控除 | 教育控除 | 雑所得等① |
|------|-------|------|-------|------|------|-------|

3 算出所得割【課税標準額（総所得等①）－所得控除計②】×税率】

| | | |
|-------|----|-----|
| 課税標準額 | 税率 | 所得割 |
|-------|----|-----|

4 税額控除

| | | |
|------|------|-----|
| 調整控除 | 配当控除 | 所得割 |
|------|------|-----|

5 普通徴収年税額の算出

| | | |
|-------|----|-----|
| 課税標準額 | 税率 | 所得割 |
|-------|----|-----|

6 公的年金から特別徴収される月額額・特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種別【⑥の内訳】

| 支払者 | 種別 | 月額額 |
|---------|------|--------|
| 平成 年 4月 | 国民年金 | 10,000 |
| 平成 年 6月 | 国民年金 | 10,000 |
| 平成 年 8月 | 国民年金 | 10,000 |

<参考>翌年度仮特別徴収される金額

| 支払者 | 種別 | 月額額 |
|---------|------|--------|
| 平成 年 4月 | 国民年金 | 10,000 |
| 平成 年 6月 | 国民年金 | 10,000 |
| 平成 年 8月 | 国民年金 | 10,000 |



この金額で補助金額を決定します。（区民税の差引所得割額）

※ただし、税額控除が適用されている方は、適用前の税額で補助金額を決定します。
（例）「住宅借入金等特別税額控除」、「寄付金税額控除」など

② 会社員等の方 （源泉徴収されている方）

年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

| | | | |
|------|----------------|------|-----|
| 給与収入 | 主たる給与以外の合算所得区分 | 課税標準 | 所得割 |
| 給与所得 | 所得区分 | 所得割 | 所得割 |

課税標準

| | | | | | | |
|-----|------|--------|--------|--------|----------|------|
| 総所得 | 山林所得 | 分離短期所得 | 分離長期所得 | 株式等の譲渡 | 上場株式等の配当 | 先物取引 |
|-----|------|--------|--------|--------|----------|------|

所得控除

| | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|------|
| 基礎控除 | 配偶者控除 | 扶養控除 | 障害者控除 | 医療控除 | 教育控除 |
|------|-------|------|-------|------|------|

| | | | |
|---------|--------|-------|-------|
| 区民税 | 税額控除額⑤ | 所得割額⑥ | 均等割額⑦ |
| 都民税 | 税額控除額⑤ | 所得割額⑥ | 均等割額⑦ |
| 特別徴収税額⑧ | 控除不足額⑨ | 既充当額⑩ | 既納付額⑪ |

支給者番号

住

6月分 9月分 10月分 11月分

台東区役所税務課課税係

この金額で補助金額を決定します。（区民税の所得割額）

※ただし、税額控除が適用されている方は、適用前の税額で補助金額を決定します。
（例）「住宅借入金等特別税額控除」、「寄付金税額控除」など

補助金早見表

| 区分 (年収の 目安) | 補助基準額 (上限額) | | 【国】幼児教育・保育の無償化給付 | | | 【都】補助単価(月額) | | | 【区】補助単価(月額) | | | |
|-----------------------|------------------------|------------|------------------|-----|-----------|-------------|--------|-----------|-------------|--------|-----------|--------|
| | 市区町村民税所得割課税額 (円) | | 第1子 | 第2子 | 第3子 以降 | 第1子 | 第2子 | 第3子 以降 | 第1子 | 第2子 | 第3子 以降 | |
| A | 生活保護 | | 月額上限 25,700円 | | | 6,200円 | 6,200円 | 6,200円 | 8,600円 | 8,600円 | 9,900円 | |
| B (~270万円 未満相当) | 住民税非課税および 住民税所得割非課税 | | | | | 3,200円 | | | | | | 6,200円 |
| C (~360万円 未満相当) | 1円 | ~ 77,100円 | | | | 1,800円 | 1,800円 | 5,600円 | 対象外 | 1,200円 | | 7,900円 |
| D (~680万円 未満相当) | 77,101円 | ~ 211,200円 | | | | | | | | 5,000円 | | 2,200円 |
| E (~730万円 未満相当) | 211,201円 | ~ 256,300円 | | | | 1,800円 | 1,800円 | 対象外 | 対象外 | 8,100円 | | |
| F (730万円 以上相当) | 256,301円 | ~ | | | | | | | | | | |

※1 第1子～第3子以降の算定は、年齢に関わらず、保護者と生計を一にする子のうち、一人目を第1子、二人目を第2子、三人目を以降を第3子以降とします。

※2 途中入退園や途中転出・転入があった場合は、在園期間に応じて補助金額を減額して適用します。

ひとり親世帯等の特例について

① 保護者負担軽減補助金(都の補助金)

ひとり親世帯等の特例が適用される場合、B区分は補助金額が「6,200円」となります。また、C区分の第1子の補助金額は「3,200円」、第2子以降は「6,200円」となります。

② 保護者補助金(区の補助金)

ひとり親世帯等の特例が適用される場合、C区分の第1子及び第2子の補助金額は「8,600円」となります。

